

12 医薬分業の推進

(1) 現状と課題

- 本県の医薬分業の進展度は、全国に比べるとなお低い状況にあるものの、毎年、着実に上昇している。
- 医薬分業を推進するためには、県民、医療機関に対し、医薬分業の意義や利点等について、理解を得る必要がある。
- さらに、患者本位の医薬分業の実現に向け、現在の薬局が、かかりつけ薬局としての機能を備えるよう取り組むとともに、かかりつけ薬剤師・薬局について、県民、医療機関等に対し、その認知度の向上を図る必要がある。

平成28年度の県内の薬局における院外処方箋の受取枚数は、約586万枚と10年前の約1.6倍に達している。また、院外処方箋の受取率は、全国平均(71.7%)を下回っている(全国38位)ものの、平成27年度より2.0ポイント増加し、60%を超えて(61.3%)おり、毎年、着実に上昇している。

院外処方箋の受取枚数(人口千対)を医療圏別で見ると、南加賀が5,116枚、石川中央が4,391枚、能登中部が4,529枚、能登北部が3,542枚となっている。

また、県内の薬局数は、人口10万人当たりで44.5施設と全国平均46.2施設を下回っている(全国31位)が、処方箋の応需体制については、保険薬局のうち保険調剤報酬を請求する薬局の割合が99.8%と全国平均を上回っている。

本県の医薬分業が遅れている理由は、

- ・ 県内の薬局数が全国平均と比べて少ないこと
- ・ 医薬分業の意義や利点等が県民、医療機関に未だ十分理解されていないことが影響している。

医薬分業は、医師・歯科医師が患者に院外処方箋を交付し、かかりつけ薬剤師・薬局を中心とした院外の薬局の薬剤師が重複投薬、副作用等に留意しながら、当該院外処方箋に基づき調剤することにより、薬物療法の安全性・有効性の向上に資するものであることから、推進してきている。

一方、近年、患者が受診した医療機関ごとに近くの薬局で調剤を受ける機会も多く、患者の服薬情報の一元的な把握などの機能が必ずしも発揮できていない、患者の負担が大きくなっているが、これに見合うサービスの向上などを実感できないなどの指摘も見られた。

これらの指摘を踏まえ、国は、平成27年10月に患者本位の医薬分業の実現に向け、「患者のための薬局ビジョン」を策定した。

したがって、本県の医薬分業を推進するためには、県民、医療機関に対し、医薬分業の意義や利点等について、理解を得る必要がある。

さらに、患者本位の医薬分業の実現に向け、現在の薬局が、かかりつけ薬局としての機能を備えるよう取り組むとともに、かかりつけ薬剤師・薬局について、県民、医療機関等に対し、その認知度の向上を図る必要がある。

(2) 対策

- 県民、医療機関に対し、医薬品の適正使用の観点から医薬分業の普及・啓発を図るとともに、地域の実情に応じた薬局の院外処方箋の応需体制を整備する。
- 患者本位の医薬分業の実現に向け、すべての薬局が、かかりつけ薬局としての機能を備えるよう取り組む。
- かかりつけ薬剤師・薬局を持つことのメリットについて、県民、医療機関等に対し、その認知度の向上に努める。

- ① 県民、医療機関に対する医薬品の適正使用につながる医薬分業の普及・啓発
 - ア 医療機関、薬局の窓口等を活用し、医薬分業に関する啓発用パンフレットの備え付け等により患者等への啓発に努める。
 - イ ホームページによる薬局機能情報の提供などを通して、県民にわかりやすい応需体制の周知とともに、医薬分業の意義や利点などについて啓発する。
 - ウ 病院ロビー等に院外処方箋の相談コーナーを開設し、患者等に対する相談に応じる。
- ② 薬局の院外処方箋応需体制の充実
 - ア 地域の実情に応じた身近で利用しやすい薬局を目指して、かかりつけ薬剤師・薬局の育成に努める。
 - イ 在宅医療や精神疾患、災害時医療などに関して、薬局薬剤師の研修会を開催するなど、受講者の拡大や研修内容の充実を図り、資質の向上により一層努める。
 - ウ 地域の医療機関の院外処方箋の発行状況を踏まえ、医薬品卸売販売業者の協力のもと、効率的・経済的な医薬品の備蓄・供給体制の充実を図る。
 - エ 各薬局において、開局時間外の相談対応の体制を整えるとともに、輪番制による休日・夜間当番薬局制度の実施など院外処方箋応需体制の充実を図る。
 - オ 医療を受ける者の居宅等での服薬管理や服薬指導など、薬局における在宅医療への取組み体制の整備に努める。
- ③ 医療機関との連携

医師会、歯科医師会、薬剤師会の連携を強化し、地域の実情を勘案しつつ、院外処方箋の発行促進を図る。
- ④ かかりつけ薬局としての機能を備えるための取り組み
 - ア お薬手帳等を活用し、患者の服薬情報を一元的・継続的に把握し、それに基づき適切な薬学的管理・指導を行うよう努める。
 - イ ②のエのとおり、24時間対応に努める。
 - ウ ②のオに加え、在宅業務の知識習得のため、研修会を開催するなど、薬剤師の資質

第5章 医療提供体制の整備

の向上に努める。

エ 調剤後も、患者の服薬情報や副作用等の情報について、処方医に提供するなど、医療機関との連携に努める。

⑤ 県民、医療機関に対するかかりつけ薬剤師・薬局の認知度の向上

ア 医療機関、薬局の窓口等を活用し、かかりつけ薬剤師を指名するメリット等を紹介するなど、県民、患者等への啓発に努める。

イ ホームページによる薬局機能情報の提供などを通して、患者等によるかかりつけ薬剤師・薬局の適切な選択の支援に努める。

表 院外処方箋受取枚数の推移 単位（枚数）

年度		区分	石川 県 実 数	石川 県 人口千対	全 国 人口千対
平成 19 年度			4,110,360	3,511.90	5,340.40
20			4,308,458	3,685.10	5,421.10
21			4,512,596	3,868.00	5,484.70
22			4,776,705	4,082.40	5,695.90
23			4,972,920	4,263.80	5,821.40
24			5,122,049	4,404.35	5,951.30
25			5,252,042	4,531.47	5,994.05
26			5,455,538	4,721.57	6,102.94
27			5,643,228	4,896.94	6,201.50
28			5,856,535	5,089.02	6,296.94
圏 域 別	H	南 加 賀	1,169,445	5,115.93	/
	28 年 度	石川中央	3,202,054	4,391.04	
		能登北部	572,477	4,529.48	
		能登中部	235,947	3,541.90	

資料：（日本薬剤師会、石川県薬剤師会）

（注）人口千対算出のための基礎人口は、各年 10 月 1 日現在の都道府県別推計人口（総務省統計局）及び石川県の人口動態（石川県統計情報室）を用いた。
（国勢調査の年は、その結果を使用）

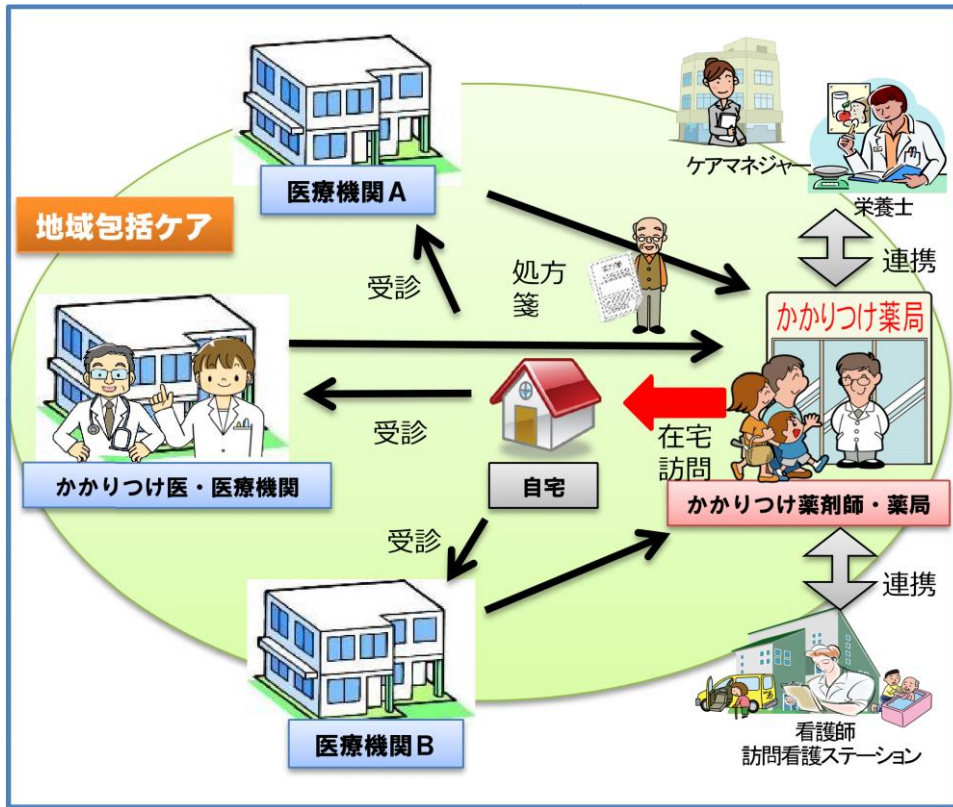
表 保険請求薬局の割合及び院外処方箋受取率の推移 単位（%）

年度	保険請求薬局の割合		院外処方箋受取率		
	石川県	全国	石川県	全国	全国 順位
平成 19 年度	97.1	93.5	38.6	57.2	42
20	96.7	93.5	41.7	59.1	41
21	97.1	93.9	44.8	60.7	41
22	98.4	95.1	48.1	63.1	41
23	97.2	95.5	50.3	64.6	41
24	98.7	95.9	52.7	66.1	41
25	98.1	96.4	54.4	67.6	41
26	98.8	96.8	57.2	68.7	38
27	99.0	97.3	59.3	70.0	38
28	99.8	97.5	61.3	71.7	38

資料：（日本薬剤師会）

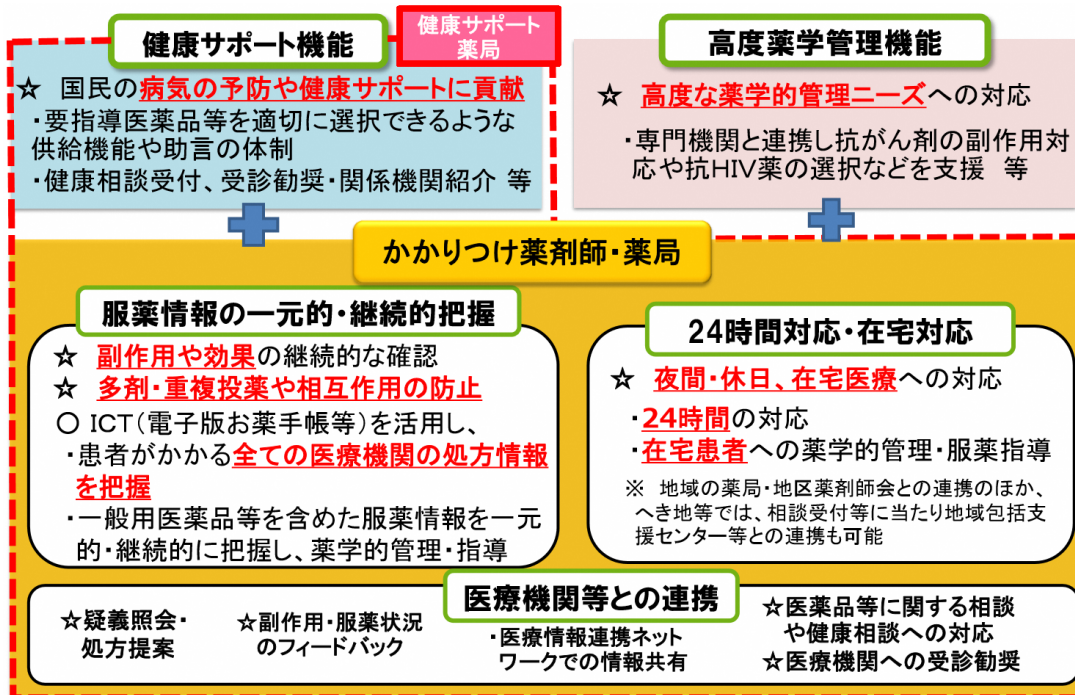
（備考）保険請求薬局の割合（請求率）＝ $\frac{\text{調剤報酬請求のあった薬局数}}{\text{保険薬局数（全体）}} \times 100$
 院外処方箋受取率（医薬分業率）＝ $\frac{\text{薬局での処方箋受取枚数}}{\text{外来処方件数（全体）}} \times 100$

図 今後の薬局の在り方（イメージ）



資料：「患者のための薬局ビジョン 概要」

図 かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき機能



資料：「患者のための薬局ビジョン 概要」